

# 「抵抗」と「服従」の非戦論

## —政池仁『基督教平和論』を読む

塩川 礼佳

(和文要旨)

無教会の独立伝道者である政池仁が『基督教平和論』(1936)で提示した非戦論は、従来「戦時下」における「抵抗」の論理と捉えられてきた。他方、彼の非戦論が遵法(じゆんぽう)の思想を核心的な特徴とする点には十分な検討が加えられて来なかった。本研究は、非戦論を単純な「抵抗」の思想として把握せず、より具体的には、非戦論が「抵抗」の論理として機能するのは、国家が非戦論者に対して、言説を通して非戦論を否定したり戦争を肯定したりするよう命令する場面に限定されるという認識を基礎として、非戦論を遵法の思想との関係で理解することを試みた。政池の基督教信仰が非戦論と遵法の思想の結合の基礎をなすことを示した上で、筆者は彼の意図や問題点を明らかにした。すなわち、遵法を核心的な特徴とする非戦論の構想は、言論という手段の合法性を強調し、二・二六事件など非合法的な手段を用いた活動との差異化を図るものだが、他方、言論統制に対する服従を正当化する問題含みの議論を帰結する。

(SUMMARY)

Masaike Megumu (1900–1985), a Japanese Christian evangelist in the non-church movement, advocated pacifism in his writing *Kirisutokyō heiwaron* 基督教平和論 (Pacifism in Christian Thought, 1936), and his pacifism has been understood as the theoretical basis of wartime resistance. However, previous research has not adequately considered the fact that he obliged pacifists to obey the law, although this was a central characteristic of his thought. This article argues that his pacifism functions as an ethic of resistance only under conditions when the state restricts the freedom of speech, and analyzes his pacifism in relation to the obligation to obey the law. First, I demonstrate that the relation between pacifism and this obligation is based on his Christian beliefs, and I show how this shaped his arguments. Specifically he emphasized the legality of the means that pacifists should use to distinguish pacifists from those who act through

illegal means, such as a group of young Imperial Japanese Army officers who organized the attempted coup d'état on February 26, 1936. Finally, I conclude by highlighting the serious problem that, owing to the importance of obeying the law, Masaïke required pacifists to obey laws that restricted freedom of speech.

## 1. 序論

国家に対する抵抗の可能性は今日なお重要な検討課題であり、宗教思想はこの問題をめぐる思索に多くの刺激を与えてきた。日本の文脈では、無教会キリスト教が十五年戦争の時代における「抵抗」勢力と目されてきたが、他方、その伝統の中には、国家の命令に対する服従の要求も含まれることが知られている。それ故、無教会を手掛かりに国家への抵抗の問題を考える際には、まず、そこに見出された「抵抗」の内実を明確化する必要がある。

本研究は、このような観点から政池仁の「抵抗」の思想を検討する試みである。政池は戦時中に戦争批判を貫いた無教会キリスト者として、戦後の無教会論において高い評価を与えられてきた<sup>1</sup>。「戦時下および戦後における平和主義の理論と実践において、政池は一つの卓越した地歩を築いた代表的な無教会の独立伝道者であった」<sup>2</sup>。1936年12月に出版した『基督教平和論』は、政池が内村から学び取った非戦論の立場を問答式で説いた著作である<sup>3</sup>。従来、同書は満州事変以降15年に亘る「戦時下」の「抵抗」の論理を示す著作として解釈されてきた<sup>4</sup>。しかし、そこに示された非戦論は国法への服従（例えば、徴兵に応じること）を要求する点で「服従」の論理とも呼ばれ得る。それどころか、政池は国家に対する服従の要求を無教会の中でも特に明示的に語った論者なの

---

<sup>1</sup> 原島圭二「総論（二）戦争と平和」藤田若雄（編）『内村鑑三を継承した人々（下）十五年戦争と無教会二代目』木鐸社、1977年、43-71頁。

<sup>2</sup> 千葉眞「非戦論と天皇制問題をめぐると一試論—戦時下無教会主義陣営の対応」『内村鑑三研究』第40巻、2007年、88-133頁、特に107頁。

<sup>3</sup> 作中の非戦論者を著者とみなし得るかという問題については、『基督教平和論』における非戦論者の主張が、政池が自らの立場を直接語った『愛国者の非戦論』の内容と基本的に合致している点から、作中の非戦論者を政池自身とみなしてよい。政池仁『愛国者の非戦論』、1935年、『政池仁著作集』第11巻、1-13頁。

<sup>4</sup> 若木高善「政池仁」藤田若雄（編）『内村鑑三を継承した人々（下）十五年戦争と無教会二代目』木鐸社、1977年、363-392頁、特に389頁。菊川美代子「政池仁の非戦論」『アジア・キリスト教・多元性』第9号、2011年、17-30頁、特に22頁。渡部和隆「政池仁の非戦論にみる日本キリスト教史研究の可能性」『福音と世界』2023年11月号、12-17頁、特に15頁。

である。

ところが、国法遵守の思想を非戦論の「柱」と捉える若木高善も、そうした思想の抑圧的性格を批判した菊川美代子も、「戦時下」の非戦論を「抵抗」の論理と捉え、非戦論と遵法の思想の結合に十分な検討を加えていない<sup>5</sup>。確かに、政池の非戦論は戦時下に国家の命令に「抵抗」して—単に「時局に迎合しない」だけでなく—非戦の立場を貫くことを可能にする<sup>6</sup>。それでもやはり政池の非戦論は「服従」の論理として捉えられるべきである。こうした認識に基づき、筆者は政池が語る「抵抗」の内実を検討する予定だが、その前提として、次章では、政池の非戦論が遵法の思想との結合を核心的な特徴とするという点を、非戦論の段階論的構造という観点から把握する。

## 2. 政池仁の非戦論

### 2. 1. 非戦論の段階論的構造

渡部和隆は、政池が非戦論に関して「感情的非戦論」と「真の非戦論」を区別したことを的確に指摘し、政池の非戦論が「一種の段階論」的構造を有していると論じた<sup>7</sup>。

愛々と言つて愛が一番尊い様に言ひますが、正義を無視した愛は実は愛ではありません。それは人情であります。感情であります。非戦論はそんな感情や人情から来たものではありません。不義を見ても公憤を感じない様な者は非戦論を唱へる資格はありません。今日の非戦論者には、かうした不義に対する公憤を持たぬ者が多く、世人も亦非戦論をさう解して居る故に、非戦論は馬鹿にせられるのであります。かかる感情的非戦論は「正義の為には国が焦土となる迄戦へ」「敵（不義）に降参するよりは討死せよ」と教へる主戦論より遙かに低級な思想であります。真の非戦論は不義に対する公憤よりする主戦論を通り越したものであります。クロムエル、リンコルン、モーセを通過した非戦論こそ真の非戦論であります。（政池 11:48）

<sup>5</sup> 若木・上掲論文、390頁。菊川・上掲論文、22頁。なお、政池は自らの信条に反した国法に従う立場を「無抵抗主義」と呼ぶ。ただし、政池の用法が些か曖昧であるため、筆者は論点の明確化を意図して、「国法遵守の思想」など、筆者独自の用語を用いる。

<sup>6</sup> 時局に対する「抵抗」を問題とした例として、政池の「直解主義的な聖書解釈が、いかにして強力な抵抗の原理となりえたか」という問いに、「時局に迎合しない」特質を有する聖書解釈が「総力戦たるアジア・太平洋戦争下の思想潮流に対して、断固たる批判の原動力」となつたと答える菊川の議論が挙げられる。菊川・上掲論文、17、29頁。

<sup>7</sup> 渡部・上掲論文、13頁。

感情的非戦論は「感情や人情」、つまり「正義を無視した愛」に由来する非戦論である。政池によれば、感情的非戦論が「不義に対する公憤」を欠くのに対して、真の非戦論は「不義に対する公憤よりする主戦論を通り越したもの」である。「正義の為には国が焦土となる迄戦え」「敵（不義）に降参するよりは討死せよ」と言われる通り、主戦論は、正義の達成という目的の為に戦争を手段として用いる、ある種の正戦論的な立場である<sup>8</sup>。政池は戦争という手段を用いる考えを否定したが、その目的に注目することで主戦論を正義の教説と捉え、非戦論が真正なものであるために通過すべき段階として位置づけた。

政池の非戦論はキリスト教の信仰に根ざしており、その真正な立場は「モーセを通過した非戦論」と呼ばれる。政池は神の2つの側面として正義と愛を挙げる<sup>9</sup>。曰く、「神は愛なりと云ふのが真理であると同じく神は正義なりと云ふ事も真理」であり、「神は正義なりと云ふことが解つて始めて神は愛なりと云ふ事が解る」。政池によれば、モーセは非戦論それ自体ではなく「神は正義なり」という真理を教える存在であり、人はモーセから「善き物を学ぶ」ことで初めて「神は愛なり」という立場を獲得できるとされる。真の非戦論は神の「正義」の教説に基づくキリスト教的な「愛」の立場である。

このように、政池の非戦論は段階論的構造を有する。次節で、筆者は、政池の軍人観に注目し、段階論的構造という観点から、非戦論と遵法思想との結合を検討する<sup>10</sup>。

## 2. 2. 非戦論者と軍人

政池は「非戦論者の軍人」の存在を仮定し、その「心に戦争を否定しつつ戦争を職業とする」ことを批判する<sup>11</sup>。政池は、非戦論者と軍人を職業とする人々—国家の命令に従って徴兵された国民ではなく—を区別した上で、主戦論者たる職業軍人を「非戦論者

---

<sup>8</sup> 正当な権威、正当な原因、正当な意図を正戦の要件とするトマス・アクィナスの議論に照らせば、「主戦論」は正当な意図に焦点を当てた立場と言える。以下の文献を参照。山内進（編）『「正しい戦争」という思想』勁草書房、2006年。「主戦論」として、政池自身は日清戦争を「永久の平和を目的」とする「義戦」と見る内村の議論や、黒崎幸吉の「可戦論」を念頭に置いていた。政池仁「黒崎幸吉氏に答ふ」、1936年、『政池仁著作集』第11巻、100-108頁、特に101頁。

<sup>9</sup> 政池仁『基督教平和論』、1936年、『著作集』第11巻、14-93頁、特に48頁。この議論は内村の影響下にある。内村鑑三「神の忿怒と贖罪」、1909年、『内村鑑三全集』第22巻、237-245頁。

<sup>10</sup> 内村も軍人に好意的な発言を遺した。内村鑑三「無抵抗主義の根拠」、1907年、『内村鑑三全集』第15巻、167-170頁。

<sup>11</sup> 政池『基督教平和論』『著作集』第11巻、61頁。

の一步手前に居る者」として位置づけた。政池によれば、非戦論者と職業軍人は「世界の平和」という目的を共有するが、戦争という手段を用いるか否かによって区別される<sup>12</sup>。

それでは、非戦論者と軍人はどのように関わるべきか。政池は、非戦論者が軍人から「善い所」を「己がもの」とするべきだと主張し、「軍人と見れば何でも反抗したり、軍事教練などに反対する」態度を「真の非戦、真の無抵抗と相去る事甚だしきもの」と批判した。

イエスは凡ての人の長所を見て交り給うたのであります。凡ての事が自分と全然同一意見にならねば近づけぬ、交らぬ、等と云ふ偏狭な人ではなかつたのであります。我々非戦論者はイエスに倣つてもつと軍人に近づき軍人の善い所を己がものとせねばなりません。戦争はなくなつても武士道は亡ぼしてはなりません。(政池 11:61)

上の引用で、政池が「武士道」に言及したことは注目に値する。主戦論と非戦論の関係は「武士道とキリスト教」という内村以来のモチーフの変奏なのである<sup>13</sup>。

私自身小学校で桃太郎や赤穂義士の話を開いたり、其他の武士道的精神を吹き込まれたりした事がクリスチャン生活を送るのにどれ程益をしたか解りません。信仰生活は悪魔との戦争生活であります。「死すとも敵に降るな」と云ふ武士道の教訓は其俣クリスチャンの生活に適用される教訓であります。(政池 11:49)

「死すとも敵に降るな」という武士道の教訓は「敵に降参するよりは討死せよ」という主戦論の立場に他ならない。政池は、キリスト教と武士道の間を、非戦論と主戦論の関係と重ねて理解していた。キリスト教徒が武士道から生活の教訓を引き出すように、非戦論者は主戦論者たる軍人に学ばなければならない。

それでは、非戦論者は主戦論から何を学ぶべきか。この問いに一義的な答えを期待することはできない。内村は武士道の内容として「正直」、「勇気」、「恥」を重んじること、

---

<sup>12</sup> 政池は、戦後親しくなった太田十三男少将を「福音主義的な平和好きの軍人」と評している。石原兵永・伊藤祐之・政池仁「座談会あの頃のこと」オカノユキオ(編)『資料戦時下無教会主義者の証言』キリスト教夜間講座出版部、1973年、850-872頁、特に871頁。

<sup>13</sup> 内村鑑三「武士道と基督教」、1918年、『内村鑑三全集』第24巻、8頁。同「武士道と基督教」、1928年、『内村鑑三全集』第31巻、292頁。

敵を敬うことなどを挙げた<sup>14</sup>。これと同様に、政池においても、非戦論者が主戦論から学ぶべき内容は「正義」に限定されるわけではないと想定される。それ故、我々は、主戦論と段階論的關係にある非戦論を、感情的非戦論との対比から自由に、主戦論から何らかの美点を学んだ非戦論の立場として再解釈することを許されている。

非戦論者が主戦論から学び取るべき内容をその都度のテキストの文脈の中で確認する必要があるとすれば、先の引用箇所、政池は非戦論者が軍人のどのような「善い所」を「己がもの」とすべきだと考えていたか。引用中に現れる「イエスに倣つて」という文言が考察の手掛かりとなる。この引用の直前で、政池は、マタイによる福音書8章5節以下の、イエスと百卒長のやり取りを取り上げ、軍人に対するイエスの愛を次のように解釈した。

キリストは軍人を遠ざけ給はなかつたのみならず、特に愛し給ひました。これは戦争を肯定してではなく、軍人通有の善い性質を愛されたからであります。特に上官に絶対服従する心持を愛されたのであります。(政池 11:60)

政池によれば、イエスが軍人を愛したのは、「上官に絶対服従する心持」という「軍人通有の善い性質」を愛したからである<sup>15</sup>。このことから、非戦論者が「イエスに倣つて」軍人から学び取るべき美点とは「上官に絶対服従する心持」だと考えられる。実際、政池は非戦論の核心的な特徴を国法遵守の思想に置いていた。政池の非戦論とは、主戦論者たる職業軍人から「上官に絶対服従する心持」を学び取った非戦論なのである。

非戦論と云ふのは、道徳的、宗教的に戦争を否定するもので、反戦論と言ふのは、戦争に反対し、国家が戦争行為に出ずる時には之を邪魔し、場合によつては自国の敗戦をすら企図するものであります。反戦論者は国法を全く無視し、国家の命令なりと雖も、己が主張に反する事には従ひませんが、非戦論者はどこ迄も国法を重んじ、たとひ己が主張に反する事であつても、国家の命令には服従するのであります。従つて、若し国家が彼に出征を命ずる様な事があれば、それにも従ひます。それも、反戦論者の様に、嫌々従つて、出来得べくんば脱走したり、上官の命令にそむいた

---

<sup>14</sup> 内村「武士道と基督教」『全集』第31巻、292頁。

<sup>15</sup> 政池は内村の聖書解釈を継承している。内村鑑三「軍人の信仰」、1925年、『内村鑑三全集』第27巻、380-385頁。

り、命令を斥けたりしようと努めるのとは違つて、率先して従軍し、他の何人よりも忠実に上官の命令を遵奉せんとします。(政池 11:18)

非戦論と反戦論は自らの主張に反する国法に対する態度によって区別される。例えば、従軍の命令は反戦論者にも非戦論者にも意に適う内容の国法ではないが、反戦論者がそれに従わないのに対して、非戦論者はそれに服従する。非戦論者の活動は「国是が定まる」以前と以後で変化する<sup>16</sup>。「国是が定まる迄」の非戦論者の任務は「論じ」ること、つまり、道徳的・宗教的に戦争を否定する言論を通して、戦争を是認する国家の誤りを告発することだが、国是が「一旦定つた」後のそれは「黙つてそれに服従する」こと、例えば、従軍の命令があれば「率先して従軍し、他の何人よりも忠実に上官の命令を遵奉」することである。非戦論者に応召を要求する議論は奇妙かもしれないが、『基督教平和論』と同時期の論考「絶対無抵抗主義」で、政池が言論活動を法律の範囲内での言論の自由の行使と捉えたことを踏まえれば、応召の要求は遵法の思想を貫徹する結果なのである<sup>17</sup>。

### 3. 非戦論と遵法の思想の結合

#### 3. 1. 「抵抗」と「服従」

政池が国法に対する服従を徹底的に重視する背景には彼の国家論がある。政池はソクラテスの説(『クリトン』)に影響を受け、帰結主義的な遵法の思想を形成した<sup>18</sup>。政池は、国家を構成する人々のあいだに多様な意見があること、人間の国家生活のためには何らかの仕方で行き届く必要があることを前提とした上で、法の内容と個々人の意見が違うからといって違法行為を許せば人々の共同生活は成立しなくなるとして、国法の内容が自分の意見と正反対だとしても、国の決め事には従う必要があると主張した<sup>19</sup>。しかも、政池は神と人間を鋭く対照させ、人間はそのいずれが正しい意見であるかを知り得ないという不可知論的立場を取ることで、現行の国家に対する服従の要求を補強した。

こうして、政池は非戦論者が自らの良心に照らして道徳的・宗教的に正しくないと判

<sup>16</sup> 政池『基督教平和論』『著作集』第11巻、18頁。

<sup>17</sup> 政池仁「絶対無抵抗主義」、1936年、『政池仁著作集』第11巻、94-99頁、特に99頁。

<sup>18</sup> 帰結主義的な遵法責務論につき、以下の研究を参照。横濱竜也『遵法責務論』弘文堂、2016年、第9章。瀧川裕英『国家の哲学』東京大学出版会、2017年、第10章第2節。

<sup>19</sup> 政池『基督教平和論』『著作集』第11巻、23頁。

断される法に対しても服従しなければならないという結論に至る。非戦論が「謬り」で、非戦論者が「偽預言者」である可能性を政池は認める<sup>20</sup>。非戦論者は自分では非戦論の真理性を確信するが、非戦論が神の前で正しい意見であるかは知り得ないので、非戦論に反する国法にも服従しなければならない。

例えば、政池は、非戦論者が召集に応じて従軍しなければならないと説いた<sup>21</sup>。政池は、黒崎幸吉の問題提起—非戦論者が徴兵に応じることは非戦論を「行為で以て取消す」ことではないか—に対しても、そうであれば非戦論を「取り消してもいい」と応じた<sup>22</sup>。非戦論者が敵を殺すことになった場合、殺人を実行する前に神が非戦論者の生命を奪うと論じていることに鑑みれば、政池は従軍することと実際に殺人を犯すことを区別していたようである<sup>23</sup>。しかし、戦争の遂行が「国是」となり、大規模な徴兵が開始された状況（＝戦時下）において、政池の議論は明らかに国家に対する「服従」の論理として機能する。

他方、政池は、行為ではなく、言論によって非戦論を取消すこと、あるいは、戦争を肯定することを命じる国法に従うことを拒んだ。

己が真理なりと確信して居る事を、安寧秩序の為だからとて、取り消したり、否認したりするならば、明かに変節であります。故に私は国家が「汝の非戦論を取り消せ。戦争を肯定せよ。」と命ずるならば、如何なる場合にも否と答へます。勿論生命を賭して答へます。国家は国民の意志までも束縛する権威も力も持たず、且心にもない虚偽を発表させる事は出来ません。国家は意志の発表の自由を取り締り得るだけであります。（政池 11:28）

ここで注意されるべきは、国家は非戦論者の「意志」を束縛することができないという議論が、「意志の発表の自由」を規制することはできるという議論と裏表の関係にある点である。別の箇所でも「国法は人の行為を取り締る事は出来ませんが、良心の声まで取

---

<sup>20</sup> 政池「黒崎幸吉氏に答ふ」『著作集』第11巻、107頁。

<sup>21</sup> 政池は、内村が日露戦争の際に斎藤宗次郎に応召を薦めたことを念頭に置いていた。政池仁「良心的兵役拒否について」、1958年、『政池仁著作集』第7巻、266-275頁、特に267頁。

<sup>22</sup> 政池「黒崎幸吉氏に答ふ」『著作集』第11巻、107-108頁。

<sup>23</sup> 政池仁「非戦論者への注意」、1937年、『政池仁著作集』第7巻、200頁。この点、非戦論者の戦死が平和の実現に通じるとする内村の論の影響を見る解釈もなされている。阿部知二『良心的兵役拒否の思想』岩波新書、1969年、148-149頁。



り締る事は出来ません」と述べている通り、政池は良心の自由を直接的に制限する法律に対しては抵抗を主張するが、外的な言論活動を規制する国法に対しては、それに服従し、非合法的な秘密出版を行うことなく沈黙を守ることがを要求していた<sup>24</sup>。

『基督教平和論』で、非戦論が「抵抗」の論理たり得るのは、さしあたり、国家が非戦論者に非戦論の取り消しや戦争の肯定を迫る場合に限定される。否、政池が「少なくとも今日の国家—特に日本国—の命ずる事なら私は何でも致します」と語り、服従の対象を広範に想定していた以上、抵抗の対象となる国法はあくまで例外である<sup>25</sup>。政池の非戦論は「服従」の論理としての性格を基本としていたと理解されるべきである。

### 3. 2. 言論と「良心の声」

「服従」の論理としての非戦論には、『基督教平和論』を通して戦争を批判する非戦論者としての政池の立場を読み込むことができる。自らの信念と対立する国法(例えば、従軍の命令)が制定されたとしてもそれに服従すると述べておくことは、その国法が制定される前の段階でも法を重んじていることを強調する手段なのである。

黒崎幸吉によれば、政池が『基督教平和論』を出版したのは「平和を口にする事、非戦を唱ふる事が國賊であるかの如くに思わるゝ時代」である<sup>26</sup>。それ故、政池は、非戦論が国家にとって危険な思想ではないこと、つまり、非戦論者が「非愛国者」でないことを示す必要があった<sup>27</sup>。遵法の姿勢を「愛国心」の証とみなす政池は、非戦論者が法秩序内の言論人であることを強調することで、非合法勢力との差別化を図った。しかも、『基督教平和論』の出版は二・二六事件と同じ年の出来事である。軍人によるクーデターの鮮明な記憶は事件の被告たちと非戦論者に規範を示す理想的な軍人との違いを説明することを政池に課した<sup>28</sup>。

<sup>24</sup> 政池『基督教平和論』『著作集』第11巻、25頁。

<sup>25</sup> 政池『基督教平和論』『著作集』第11巻、18-19頁。

<sup>26</sup> 黒崎幸吉「讀書餘録 政池仁『基督教平和論』」『永遠の生命』第129号、1936年、23-29頁、特に23頁。

<sup>27</sup> 政池『基督教平和論』、『著作集』第11巻、18頁。無教会のキリスト教ナショナリズムという研究の視角について、以下の研究が重要。赤江達也「無教会キリスト教とナショナリズム—南原繁から考える—」『思想』2020年12月号、72-86頁。

<sup>28</sup> 二・二六事件に批判的な論調は無教会内で共有されていた。南原繁『形相』、初版1948年、『南原繁著作集』第6巻、180頁。矢内原忠雄「落飾記」、1936年、『矢内原忠雄全集』第17巻、45-47頁。なお、『基督教平和論』の発行元の「向山堂」書房は「九段」にあった。同書はもともと「絶対非戦論」と題されていたが、軍人を刺激することを畏れた出版社の意向で現在の題に変更された。この逸話からは、二・二六事件以後の東京の緊迫感が伝わってくる。石原・伊藤・政池・上掲書、856-857頁。

政池は反戦論と区別された非戦論の立場を武士のモチーフを用いて説明した。政池は非戦論者の模範として楠木正成を挙げる。政池が引き合いに出すのは「今、足利尊氏と戦ふ事は不利であり、自分が行けば必ず殺される事、自分の死後は尊氏の天下になつて天皇が難渋される事」などを知っており、しかも、自らの説が採用されなかったにもかかわらず、正成が尊氏と戦うという天皇の命令に従ったという逸話である<sup>29</sup>。政池は正成に「自説の正しい事を確信し」ながら「自説とは正反対の他人の説をも尊重」する態度を見出し、そこに、戦争を悪とみなしながら、戦争を命じる国法に服従する非戦論の立場を重ねる。他方、政池が批判されるべき類型の典型とするのは西郷隆盛である<sup>30</sup>。政池は、自らの考えに反する説が国是となった後に征韓論の主張を貫こうと反乱を起こしたとして西郷を批判する。

政池は「五・一五事件や二・二六事件の被告」を西郷の類型で捉えた。政池にとって、それらの事件は、西南戦争と同様に、国法に背いて自説を実行するために軍人たちが起こした乱であった。政池は五・一五事件や二・二六事件の背景に「凡ての人は何でも自己と同じ意見にならねばならぬ、同じ行動をとらねばならぬ」という自説の絶対化を認め、全ての人が同様に考えれば「五・一五事件や二・二六事件は毎日起り、文字通りに修羅の巷が実現するより他ありますまい」と論じた。非戦論者の規範を理想的な軍人に求めた政池にとって、自分の主張を貫き通すために国法を無視する態度は軍人にふさわしいものではなく、軍人は非戦論者が学び取るべき善き性質を備えた存在でなければならなかった。

このように、政池は、非戦論者が、理想的な軍人から遵法精神を学び、法秩序内で非戦の言論活動に取り組むことを理想としたが、他方で、既に述べた通り、非戦論の発表を禁止する法律に対する「服従」の正当化という、言論人にとって致命的な主張も行なっていた。非戦論の発表を禁止する法律が制定される「不幸」な出来事が「日本」において起こるとは「想像も出来ません」との記述からも知られる通り、『基督教平和論』は法的な観点からは自由な言論空間を前提としていた<sup>31</sup>。しかし、1937年、日中戦争が本格化し、矢内原事件が発生すると、無教会の言論をめぐる環境は悪化した。『基督教

---

<sup>29</sup> 政池『基督教平和論』『著作集』第11巻、20-21頁。なお、政池は、自らの主張と異なる意見を認める人物を「自由思想家」と呼び、楠木正成やソクラテスを挙げている。政池は「エス様」をも「自由主義者」と呼んでおり、ここに示された理想の人物像にキリスト教の影響を指摘することができる。政池「絶対無抵抗主義」『著作集』第11巻、95頁。

<sup>30</sup> 政池『基督教平和論』『著作集』第11巻、23-24頁。

<sup>31</sup> 政池『基督教平和論』『著作集』第11巻、24頁。

平和論』も発禁処分の対象となり、政池は罰金刑に服した。ところが、意外なことに、政池はその後も非戦論の発表を禁止する法律に対する服従を再び正当化してみせる。

1940年代に連載した「ロマ書講義」で、政池は「上にある権威に服ふべし」と教えるロマ書13章を次のように解釈する<sup>32</sup>。1節に「上にある権威」が「神によりて立てらる」とある通り、政池によれば、権力者は「神の摂理」によって権力を持つに至った。4節で、権力者が「汝を益せんが為の神の役者」とされる通り、政池は権力者を「世の安寧秩序の維持者」とみなし、「如何に不完全なる政府と雖も」無政府状態よりは優れていると考える。5節に「良心の為」に「従はざるべからず」とある通り、政池によれば、クリスチャンは「此世の権者に従へと良心に神が命じ給ふ故に」権力者に従うのである。もっとも、政池も暴君による悪政が生じることは想定している。そのとき、政池は、暴力的な手段に訴えず、言論活動を通して自国民の「罪」を批判するべきだと論じている。

自国民に罪がある時之を見すごしにする事は決して愛国的行為でもなく又「上にある権威に従ふ」事でもない。罪の結果は亡国だからである。故に許されたる言論の範囲内で十分に論つらふべきである。併し一旦国法となってそれが禁ぜられた場合には沈黙を守るべきも当然である。併しいくら強ひられたからとて其悪を辨護したり、是認したり、是認する如く見せたりするは以ての外である。況んや強ひられもしないのに吾から進んで之を辨護する如きは決してロマ書十三章一節の実行ではない。誠に、此一節の解釈と運用はやさしい様で甚だ難しい。之を誤解して悪を辨護した教会は今迄実に多くあった。(政池6:215-216)

自国民の罪の弁護や是認を命じることを「強ひられ」る、つまり、国法によって命令される場合、政池は、そうした国法に従って弁護や是認を行うことを「以ての外」と批判している。当時の状況を鑑みれば、仮に国法に違反するとしても、戦争の遂行という国家の誤りを決して弁護・是認しないことが、政池なりの戦時下「抵抗」だったのであり、ロマ書13章の真意を「誤解して悪を辨護した教会」の批判は戦時下の日本基督教団に対する痛烈な批判として解釈され得る<sup>33</sup>。しかし、こうした戦時下「抵抗」の論理は、言論の自由を制限する法律に対する服従を「当然」とする議論と一体であった。

<sup>32</sup> 政池仁「ロマ書講義」、1937-1943年、『政池仁著作集』第6巻、1-274頁。13章に関しては、1942年、特に212-216頁。

<sup>33</sup> 宮田光雄『国家と宗教』岩波書店、2015年、467頁。

こうした議論は非戦論を「抵抗」の論理と捉える限り盲点となりやすいが、現代的な価値観からすれば言論の自由を蔑ろにする問題含みの議論として看過し難く、他方、法律の範囲内で言論の自由を認める大日本国帝国憲法下で実定法秩序への服従を説く立場からの当然の帰結として注目に値する。しかし、重要なのは、政池を擁護したり断罪したりすることではなく、言論活動を重視しながら言論の自由を制限する法律への服従を要求する歪な行論を手掛かりに、言論という人間の実践がキリスト教信仰に根ざした非戦論の中でいかに位置づけられていたかという問題に思考を至らせ、非戦論の性格を把握し直すことである。

尚其上、我らが斯く努める事は、主の再臨を早める道であります。神は宇宙完成と云ふ大事業をなすに当つて賤しき我ら人間の協力を要求し給ひます。彼は勿論、御独りで之を為す能力を持ち給ふのみならず、むしろ我らの如き者の協力を煩はしく感じ給ふでありませう。けれども謙遜にして愛ある方であらせられる彼は、我らにこの名誉ある特権を頒たずしては為し得給はないのであります。かくして我等は神の軍の前衛として第一線に送り出された兵士であります。我等の属する小部隊の勝敗は問題ではありません。神の本軍が最後の勝利を得る為には我等小部隊の犠牲も或は必要かも知れませぬ。我等は勝敗に気を配る事なく、神に命ぜられたる通りベストを尽して闘へば善いのであります。時機宜しと見給うた時、主は天の大軍を率ゐて降り、魔軍を掃蕩し給ふでありませう。然るに、いくら平和論を唱へても、今は世に受けられないからとて沈黙を守るならば、再臨の時機を徒らに遅らせ、世の苦しみを益々増すのみであります。(政池 11:91-92)

政池は神の再臨による平和の実現を説きながら、人間が神の計画に参加することを想定し、非戦の言論活動を「主の再臨を早める道」とみなした。非戦論者は「いくら平和論を唱へても、今は世に受けられない」という理由で沈黙してはならない。非戦論者は神の真理たる非戦論を発表することで神による平和の実現に参加する。このように、政池は、人間の実践に一定の意義を認めていた。しかし、政池によれば、その「勝敗」は問題にならず、人は「神に命ぜられたる通りベストを尽して闘へば善い」。平和は人間の努力ではなく神によって実現されるとすれば、言論人が国家の命令に従って沈黙し、外的な言論活動が挫折しようとも支障はない。非戦を神の真理とする内的な信念—政池

の語法では「良心の声」一が消えなければ、政池にはそれで十分だった<sup>34</sup>。政治的正義の実現に向けた神と人間の協働関係を説きながら、人間の実践の帰結を重要しない故に、外的な言論活動から撤退することを躊躇わない政池の思想は、政治的静寂主義に漸近する傾向性を帯びている。

#### 4. 結論

以上見てきた通り、政池の非戦論は遵法の思想との結合を核心的な特徴とする「服従」の論理である。確かに、政池はすべての法律に服従を要求したわけではない。国法に反しても戦争を是認・弁護する言論を行わないという戦時下「抵抗」の思想は、国家の侵害に対して良心の自由を守るという意義を有する。しかし、抵抗の論理を構想する際、今日の我々がそこに語られる「抵抗」を理想視することは困難である。政池は国法に対する服従を広範に要求し、特に、言論の自由を犠牲にしてしまう。また、一般的な遵法義務を尊重しながら、別の価値のために個別の法律に違反するという市民的不服従の立場からは、一般的な遵法義務を説くにとどまり、個々の法律の内容と宗教的信念との対立を問題としない遵法の思想が批判され得る<sup>35</sup>。1937年以降の戦時下における言動、戦後の展開に着目し、彼の思想・実践の実像を描く実証的な研究が今後展開される必要がある<sup>36</sup>。

このように、無教会の歴史は必ずしも理想的な思想や実践の実例を提供しないが、国家に対する抵抗の論理の構想に向けた基礎的な考察に刺激を与えてくれる。例えば、政治的静寂主義の克服は重要な検討課題だが、この点、内村の非戦論に「信条倫理」的ラディカリズムと「責任倫理」的リアリズムの緊張を見出しながら、「信条倫理」による「責任倫理」の蚕食の傾向を問題視した千葉眞の研究が興味深い<sup>37</sup>。マックス・ウェーバーは、人間の実践の結果を問題とする現実主義的な態度を「責任倫理」と、「信条の炎を常に新たに燃えたぎらせること」を目的とする理想主義的な態度を「信条倫理」と

<sup>34</sup> 政池『基督教平和論』『著作集』第11巻、25頁。

<sup>35</sup> 以下の研究を参照。寺島俊穂『市民的不服従』風行社、2004年。

<sup>36</sup> 国法遵守の思想と非戦論の結合は戦後も維持されていると思われる。例えば、政池仁「砂川問題について」、1955年、『政池仁著作集』第11巻、258-259頁。

<sup>37</sup> 千葉眞「内村鑑三-非戦の論理とその特質」『年報政治学』第43号、1992年、95-112頁、特に111頁（千葉は「心情倫理」という訳語を用いるが、本文での表記の統一のために「信条倫理」という表現を用いた）。なお、信条倫理と責任倫理の関係の解釈については、以下の文献も参照。野口雅弘『闘争と文化』みすず書房、2006年、第5章。

呼んだ<sup>38</sup>。非戦という神の真理に全力で奉仕することを強調する政池の「信条倫理」的な議論は、人間の実践の結果を考慮しない故に、静寂主義的傾向を帯びた<sup>39</sup>。そうだとすれば、政治的静寂主義の克服のためには「信条倫理」と「責任倫理」の緊張が必要なのではないか。その場合、神による理想の実現という思想のもとに、人間の実践をどのように位置づければよいか<sup>40</sup>。この問題を考察するためには、弟子世代による非戦論の継承のバリエーションに眼を向けることが有効だろう。例えば、神の手による理想社会の実現というキリスト教的な待望を論じながら、他方で、カント主義的な政治哲学に立脚し、人間の政治的努力の側から平和を論じることに注力した南原繁は、この文脈で注目に値する思想家かもしれない<sup>41</sup>。

政池仁のテキストは以下を参照。『政池仁著作集』キリスト教図書出版社、全 20 巻、1981-1996 年。内村鑑三のテキストは以下を参照。『内村鑑三全集』岩波書店、全 40 巻、1980-1984 年。

#### キーワード

政池仁、無教会、日本のキリスト教、抵抗、言論の自由

#### Keywords

Megumu Masaike, Mukyokai (the non-church movement in Japan), Christianity in Japan, resistance, freedom of speech

---

<sup>38</sup> マックス・ウェーバー（野口雅弘・訳）「仕事としての政治」、初出 1919 年、『仕事としての学問／仕事としての政治』講談社学術文庫、2018 年、90-218 頁、特に 195-196 頁。

<sup>39</sup> 千葉自身は戦時下の政池が「一貫して非戦論」を唱えた点を評価することとどまる。千葉「非戦論と天皇制問題をめぐると一試論」、108 頁。

<sup>40</sup> ナチス政権下のドイツにおけるキリスト者の抵抗は、日本のキリスト教の戦時下抵抗を検討する際に参照されてきた。千葉も、内村の政治的消極主義が、抵抗運動における教会の積極的な役割を論じたカール・バルトやディートリヒ・ボンヘッファーと対照的だと指摘する。千葉「内村鑑三」、110 頁。イエスの山上の垂訓を「信条倫理」の典型とみなすウェーバーの議論に対抗し、キリスト教倫理に「責任倫理」を取り込むボンヘッファーの議論は政池の問題点を考察する際に参照に値するだろう。ディートリヒ・ボンヘッファー（森野善右衛門・訳）「歴史と善」、『現代キリスト教倫理』、初版 1949 年、『ボンヘッファー選集』第 4 巻、新教出版社、1962 年、241-297 頁。

<sup>41</sup> 南原繁『国家と宗教』、初版 1942 年、『南原繁著作集』第 1 巻、岩波書店、1972 年、71-76 頁、175-185 頁。なお、国家権力に対する「忍従」を説く点で、南原も単純な「抵抗」の思想家ではない。南原『国家と宗教』、『南原繁著作集』第 1 巻、85 頁。